別添１



中小企業・小規模事業者の皆さまへ

こんなお悩みありませんか？



- ☑「働き方改革」で何から手を付けたら良いか分からない。
- ☑ 最低賃金が上がっているので、どう対応したらよいか知りたい。
- ☑ パートタイマーと正社員の賃金等を見直したい。（同一労働同一賃金）
- ☑ いろいろな助成金があるが、使い方が分からない。
- ☑ 就業規則を見直したい。
- ☑ 働き方の選択肢を増やしたい。
  - ・多様な正社員制度
  - ・選択的週休3日制
  - ・勤務間インターバル制度

※これらは相談の一例です



\ぜひ／働き方改革推進支援センターにご相談ください！

労務管理等の専門家が**全支援無料**で以下の支援を行っています。

コンサルティング

ご希望日に専門家が貴社を訪問またはオンライン対応にて課題解決に向けた支援を行っています。

個別相談

電話・メール・来所による個別相談を行っています。

セミナー開催 講師派遣

全体説明や個別テーマなど、ご要望に応じたセミナーを行っています。

「労働時間特別相談窓口」を開設しています

労働時間のことならなんでもご相談ください！
専門家が貴社の状況を踏まえて支援します

- ☑ 自社に合った労働時間制度を知りたい
- ☑ 36協定の作り方がわからない　など



沖縄働き方改革推進支援センター

〒900-0012 那覇市泊2-1-18　T&C泊ビル5F-B号室

受付時間　平日　9:00～17:00

TEL　0120-420-780　FAX　098-861-0701

MAIL　okinawa@workstylereform.net

WEB　https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/okinawa/

沖縄働き方改革推進支援センター　検索



令和8年9月1日作成版

令和8年度 厚生労働省委託事業　中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

沖縄働き方改革推進支援センター
専門家による無料相談 FAX申込書

FAX番号
098-861-0701

メール・電話でもお申し込みいただけます。

申込日:　　年　　月　　日

会社名 事業所名			
業種		従業員数	名 （うち非正規雇用労働者　　名）
所在地	〒　　-		
ご担当者氏名		担当部署/役職	
電話番号		メールアドレス	
相談希望日時 ※お申し込みいただいた後、専門家の選定・日程調整を行います。	第1希望　　月　日　時から 第2希望　　月　日　時から ☐ 専門家と後日日程調整を希望する		
相談内容 （複数選択可）	☐ 働き方改革で何から手を付けたら良いか分からない ☐ 長時間労働の是正　☐ 同一労働同一賃金 ☐ 生産性向上（業務効率化・IT活用） ☐ 多様な働き方の実現（多様な正社員・勤務間インターバル・週休3日制） ☐ 人手不足解消に向けた雇用管理改善　☐ 外国人、高齢者の雇用 ☐ 給与体系、就業規則の見直し　☐ 人材育成・教育訓練 ☐ 育児・介護休業規定の整備　☐ ハラスメント対策 ☐ 女性の活躍推進　☐ テレワーク勤務の導入 ☐ 年次有給休暇・特別休暇　☐ 36協定 ☐ 柔軟な労働時間制度（変形労働時間制、フレックスタイム制など） ☐ 補助金・助成金制度の活用 ☐ その他（　　）		
専門家相談を知ったきっかけ	☐ 労働局からの紹介　☐ 労働基準監督署からの紹介 ☐ ハローワークからの紹介　☐ 商工会議所・商工会からの紹介 ☐ 厚生労働省HP（働き方改革特設サイト）　☐ 労働局HP ☐ 過去にセンターを利用したことがある　☐ 金融機関からの紹介 ☐ よろず支援拠点からの紹介 ☐ 知人・取引先企業からの紹介　☐ 案内ポスター・チラシ ☐ その他（　　）		

お問い合わせ先
沖縄働き方改革推進支援センター　〒900-0012 那覇市泊2-1-18 T&C泊ビル5F-B号室
TEL: 0120-420-780　MAIL: okinawa@workstylereform.net

※ ご記入いただいた情報は当センターが厳重に管理し、本事業の目的以外では使用しません。

別添２

事業主の皆さまへ

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業等**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象（※）です。
※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例 事業場内最低賃金労働者３人の時給を70円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

賃上げコース区分	助成上限額
50円コース	30～130万円
70円コース	40～300万円
90円コース	90～600万円

活用のポイント　賃上げ＋設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**３％以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を５％増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額（1人当たり）
３％以上４％未満の場合	4万円(2.6万円)
４％以上５％未満の場合	5万円(3.3万円)
５％以上６％未満の場合	6.5万円(4.3万円)
６％以上の場合	7万円(4.6万円)

活用のポイント　非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

（※）括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額		
	基本部分	加算	
		賃上げ	割増賃金率
業種別課題対応コース（※1）	25～550万円	6～360万円(※2)	25～100万円
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円		
勤務間インターバル導入コース	50～150万円		

活用のポイント　労働時間削減等の取組（賃上げ・割増賃金率）＋設備投資等

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

（※1）建設業の場合
（※2）常時使用する労働者数が10人以上30人以下の場合は、５％以上の賃上げに係る加算額は2倍になります。
また、常時使用する労働者数が10人未満の場合は、５％以上の賃上げに係る加算額は2.5倍になります。
（※3）別途団体向けのコースあり。